

保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書

近年、公立・私立に関わらず、保育所等において子どもの命に関わる重大な事故が起きている。この潜在的な要因は保育士や事務職員等の人員不足であると考えられる。

国では令和6年度から4歳・5歳児の配置基準を76年ぶりに30人から25人に見直ししたが、経過措置が設けられた。

こどもまんなか社会実現のために、保育施設・放課後児童クラブの職員が安心して生活し働き続けることができるよう、人員確保・処遇改善について下記事項が実現されるよう、強く求める。

記

- 1 子どもが安全安心で健やかに育つことが出来るよう、保育施設の保育士配置基準を改善すること。
- 2 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善する予算を措置し、雇用安定を促す支援策を講じること。
- 3 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定し、実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月8日

岩手県遠野市議会議長 多田 勉

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
内閣府特命担当大臣（こども政策）加藤 鮎子 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
総務大臣 松本 剛明 様